

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 岡山県税条例の一部を改正する条例

○ 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

○ 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の

消防保安課

税務課

生活衛生課

医薬安全課

指導監査課

子ども家庭課

指導監査課

基準を定める条例の一部を改正する条例  
岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

○ 公布した条例の解説

### 【解 説】

子ども家庭課

総務学事課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十三号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「法」という。）の下に「、冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）」を加え、「。以下この項において「省令」という。」及び「（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）」を削り、「(55)から(63)まで」を「(57)から(65)まで」に改め、同項(53)中「(66)」を「(68)」に改め、同項(70)中「省令」を「一般高圧ガス保安規則」に改め、同(70)を同項(76)とし、同(76)の前に次のように加える。

- (72) 冷凍保安規則第四十三条第三項の規定による認定保安検査実施者に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理
- (73) 冷凍保安規則第五十五条の十三第一項の規定による認定高度保安実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理
- (74) 液化石油ガス保安規則第八十条第三項の規定による認定保安検査実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理
- (75) 液化石油ガス保安規則第九十二条の七の十四第一項の規定による認定高度保安実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理

別表第一の二の項中(69)を(71)とし、(66)から(68)までを二ずつ繰り下げ、同項(65)中「(64)」を「(66)」に改め、同(65)を同項(67)とし、同項中(64)を(66)とし、(55)から(63)までを二ずつ繰り下げ、(54)の次に次のように加える。

- (55) 法第三十九条の二十一第一項の規定による認定高度保安実施者の製造のための施設の変更の工事等の届出の受理
- (56) 法第三十九条の二十三の規定による認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求

別表第一の二の項(76)の次に次のように加える。

- (77) 一般高圧ガス保安規則第八十二条第三項の規定による認定保安検査実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理
- (78) 一般高圧ガス保安規則第九十四条の七の十四第一項の規定による認定高度保安実施者等に係る認定がその効力を失った場合における当該認定に係る特定施設の保安検査及び協会等が行う保安検査を受けた旨の届出の受理

附 則

この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十四号

岡山県税条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の三第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第一百十二条中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十第二項」に改める。

附則第四条の三中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を」を「者を」に改める。

附則第六条の三の二第一項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第三項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第六条の三の三第一項の表附則第六条の三の二第一項第一号の項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同条第二項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改め、同項の表附則第六条の三第一項第一号の項中「第九項」を「第十項」に改め、同表附則第六条の三の二第一項第一号の項中「第四項まで若しくは第六項から第十項まで」を「第五項まで若しくは第七項から第十一項まで」に改める。

附則第十一条の二の五第一項中「源泉徴収選択口座内配当等について」を「租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について」に改め、同条第二項中「源泉徴収選択口座が」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（次項において「源泉徴収選択口座」という。）が」に、「租税特別措置法」を「同法」に改める。

附則第十三条の二第二項中「第十二条の二第二項」を「第十二条第二項」に改める。

附則第十四条第二項中「（法人税法第七十一条第一項、第八十八条又は第四百四十四条の三の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人（法第五十三条第一項に規定する予定申告法人（次項において「予定申告法人」という。）を除く。）が当該申告に係る同条第一項前段の規定による県民税の申告書を提出する場合にあつては、七百五十万円。第四項において同じ。）を割り、同条第三項中「日（」の下に「法第五十三条第一項に規定する」を加え、同条第五項中「事業年度」を「法人税額の課税標準の算定期間」に改める。

附則第十四条の二中「附則第十四条の二の三」を「附則第十四条の二の四」に改める。

附則第十四条の二の三を附則第十四条の二の四とし、附則第十四条の二の二を附則第十四条の二の三とし、附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

（事業税の納税義務者等の特例）

第十四条の二の二 第四十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号口中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令で定める金額をいう。次項において同じ。）が十億円を超えるものを除く。）」と、同条第二項中「一億円以下の法人であるかどうか」とあるのは「一億円以下の法人であるかどうか、払込資本の額が十億円を超える法人であるかどうか」とする。

附則第二十二條の三第二項中「鳥獸被害防止特措法」を「鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に改める。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号口中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号ロに次のように加える。

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして令で定めるものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなると

きその他令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

第四十三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定を適用する場合において、次の各号に掲げる判定は、当該各号に定める日の現況によるものとする。

一 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるかどうか及び資本又は出資を有しない法人であるかどうかの判定並びに前項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであるかどうかの判定に關し必要な事項の判定（次号に掲げる判定を除く。） 当該事業年度終了の日（法第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては同項に規定する六月経過日（第四十九条第一項第二号及び第四十九条の二第四項において「六月経過日」という。）の前日、法第七十二条の二十九第一項、第三項又は第五項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日）

二 前号に規定する当該事業年度終了の日に法人との間に完全支配関係がある他の法人が当該事業年度において前項第一号ロ(1)又は(2)の特定法人に該当するものであるかどうかの判定に關し必要な事項の判定 同日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）

附則第十四条の二中「附則第十四条の二の四」を「附則第十四条の二の五」に改める。

附則第十四条の二の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「次項」を「次項第一号」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改める。

附則第十四条の二の四を附則第十四条の二の五とし、附則第十四条の二の三を附則第十四条の二の四とし、附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の二の三 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条の二第一項に規定する特別事業再編計画（以下この項において「特別事業再編計画」という。）について同条第一項の認定を受けた同法第二十四条の三第一項に規定する認定特別事業再編事業者である法人（以下この項において「認定特別事業再編事業者」という。）が、当該認定に係る特別事業再編計画（同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第二条第十八項に規定する特別事業再編（生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項において「特別事業再編」という。）のための措置（同条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資（以下この項において「株式等」という。）の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この項において「取得等の日」という。）以後引き続き有し

ており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この項において「対象法人」という。）及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第二十四条の二第一項の認定の申請の日前五年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人（当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち省令で定めるものに限る。以下この項において「五年以内株式会社等取得等法人」という。）の行う事業に対する第四十三条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式会社等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（同法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第四十三条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「二億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの（附則第十四条の二の三第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式会社等取得等法人を除く。）」とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県条例附則第十一条の二の五第一項及び第二項の改正規定、同条例附則第十四条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに同条例附則第二十二条の三第二項の改正規定 公布の日

二 第一条中岡山県条例第一百十二条の改正規定、同条例附則第六条の三の二第一項及び第三項の改正規定、同条例附則第六条の三の三第一項及び第二項の改正規定並びに同条例附則第十三条の二第一項の改正規定 令和七年一月一日

三 第一条中岡山県条例附則第十四条の二の改正規定、附則第十四条の二の三を附則第十四条の二の四とし、附則第十四条の二の二を附則第十四条の二の三とし、附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項、附則第三項及び附則第六項の規定 令和七年四月一日

四 第一条中岡山県条例第五十七条の三第一項の改正規定及び附則第七項中岡山県条例の一部を改正する条例（平成十九年岡山県条例第三十四号）附則第二項の改正規定（附則第十四条の二の四）を「附則第十四条の二の五」に改める部分を除く。） 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日

五 第一条中岡山県条例附則第四条の三の改正規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

(法人の事業税に関する経過措置)

2 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例(次項において「七年新条例」という。)  
附則第十四条の二の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「第三号施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、第三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 第三号施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)の公布の日(以下この項において「改正法公布日」という。))を含む事業年度の前事業年度の事業税について附則第一項第三号に掲げる規定による改正前の岡山県税条例第四十三条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、改正法公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、改正法公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る七年新条例附則第十四条の二の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から岡山県税条例の一部を改正する条例(令和六年岡山県条例第八十四号)附則第三項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

4 第二条の規定による改正後の岡山県税条例(次項において「八年新条例」という。)第四十三条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項並びに附則第十四条の二の二及び第十四条の二の三の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 八年新条例第四十三条第一項第一号ロ(八年新条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新条例第四十九条第一項(第二号を除く。)  
及び第二項の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。)  
が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を八年新条例第四十三条第一項第一号ロに掲げる法人とみなした場合に八年新条例第四十九条第一項(第二号を除く。)  
及び第二項の規定により申告納付すべき事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。))を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額)は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について八年新条例第四十九条第一項(第二号を除く。)  
及び第二項の規定により申告納付すべき事業税額(以下「令和九年度分基準法人事業税額」という。))  
が、比較

法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（岡山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 岡山県税条例の一部を改正する条例（平成十九年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十四条の二の三」を「附則第十四条の二の四」に改める。

7 岡山県税条例の一部を改正する条例（平成十九年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十四条の二の四」を「附則第十四条の二の五」に、「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第八十五号

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年岡山県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「。次号及び第八号において同じ」を削り、「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「一年」を「一年六月」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「第一号又は前二号」を「前三号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第三号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「、第三号又は第四号」を「から第三号まで」に、「学科目」を「課程」に、「第三号に」を「第二号に」に、「、第四号」を「、第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「学科目に相当するもの」を「これらに相当する課程」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号を削り、第九号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、一年六月以上実務経験を有するもの

第二条中第十号を第九号とし、同条第十一号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」

に改め、同号を同条第十号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の第二条第十一号に規定する講習の課程を修了している者については、改正後の同号に規定する講習の課程を修了している者とみなす。

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第八十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正)

第一条 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成二十七年岡山県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、「規定する向精神薬」の下に「並びに同条第二項に規定する政令で定めるもの」を加え、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第八条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第九条第一項、第十条及び第十二条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第十三条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十八条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

(岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県保健医療関係手数料徴収条例(令和五年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同条第九号中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第十号中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免

許証」を「免許証」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前的大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二条第一項に規定する大麻取扱者の大麻取扱者免許の有効期間内において、当該大麻取扱者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第二条の規定による改正前の岡山県保健医療関係手数料徴収条例第二条第九号及び第十号の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

(特例)

3 施行日前に改正法附則第六条の規定により同法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定による大麻草採取栽培者の免許に関する準備として行う当該免許の申請に対する審査については、第二条の規定による改正後の岡山県保健医療関係手数料徴収条例（以下「新手数料条例」という。）第二条第八号に定める額の手数料を徴収する。

4 新手数料条例第二条及び第五条から第七条までの規定は、前項の手数料について適用する。

5 附則第三項の規定により徴収した手数料に係る当該免許の申請に対する審査については、新手数料条例第二条の規定にかかわらず、同条第八号の手数料は徴収しない。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第八十七号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第八十八号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 雑則（第百十二条）」を「第十五章 里親支援センター（第百十二条―第百十七号）  
第十六章 雑則（第百十八条）」に改める。

第六条の三第一項及び第十五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十二条中「について」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十四条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第四十条中「、母子」を「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子」に改める。

第四十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十六条第二項中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

第六十二条中「、児童」を「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童」に改める。

第六十五条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第九十四条中「、児童」を「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童」に改める。

第九十七条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第百四条中「、児童」を「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童」に改める。

第一百七条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第十五章中第一百二十二条を第一百八条とし、同章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

## 第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第一百二十二条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第一百十三条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の十の養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以

上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第百十四条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項の里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百十五条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第百十六条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第百十七条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第四十六条第二項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第四十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。



就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第八十九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第五条第三項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第九十号

岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。第二十条の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第二十条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第三十五条第五項において同じ。）の提供を求めてはならない。

第三十五条第五項に次の一号を加える。

三 第二十条の二の規定に違反して、次に掲げるいずれかの行為を行った者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し財産上の利益を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

第三十五条第七項中「、第二十条」を「から第二十条の二まで」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
高圧ガス保安法の一部改正等に鑑み、知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務に同法に基づく認定高度保安実施者の製造のための施設の変更の工事等の届出の受理等に関する事務を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について  
地方税法等の一部改正に伴い、法人の事業税について、外形標準課税の対象となる法人に、一定の基準に該当する法人を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 水道法に基づく専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について  
水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に鑑み、専用水道の水道技術管理者の資格を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に鑑み、岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例における薬物の定義を改める等所要の改正を行うものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の職員の配置の基準を改めたものである。

◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、乳児院等の自立支援計画の策定の基準を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園の職員の配置の基準を改めたものである。

◎ 岡山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

近年の社会情勢の変化等に伴い出現し、又は拡大してきた、青少年に対して当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為に的確に対処するため、当該行為を規制し、及び当該行為に対し罰則を設ける等所要の改正を行うものである。